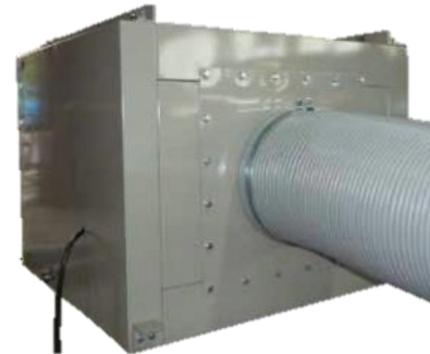


【2020年度】

井水式ユニットクーラー

税制優遇措置のご案内



税制措置について

【生産性向上特別措置法】 先端設備等導入計画の要件

＜概要＞

新たに導入する設備が所在する市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、**中小企業・小規模事業者等が認定を受けることが可能。**

認定を受けた場合は、**税制支援措置を活用可能。**

＜適用期間とは？＞

～令和3,03,31まで

＜中小企業・小規模事業者等とは？＞

資本金：1億円以下の法人

従業員：1,000人以下

先端設備等導入計画の認定を受けた者

取得設備の固定資産税を軽減

課税標準を**3年間0～1/2**間で
各市町村の定める割合に**軽減**

生産性向上要件を満たしていること。

* 認定後に購入することが必須。

⇒**井水式ユニットクーラーはOK (器具備品)**

※取得額：30万円以上 (中古資産はNG)

【中小企業等経営強化法】 経営力向上設備等の要件

≪概要≫

中小事業者等が、**適用期間**内に、**中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画**に基づき**一定の設備**を新規取得した場合、

法人税を即時償却または取得価格の10%の税額控除が選択可能

* 個人事業主は取得税。 資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%。

≪中小事業者等とは？≫

資本金：1億円以下の法人
従業員：1,000人以下

≪適用期間とは？≫

～令和3,03,31まで

≪一定の設備とは？≫

生産性向上設備(A類型)の要件を満たすもの

* 購入後でも60日以内に経営力向上計画が受理されればOK!

⇒**井水式ユニットクーラーはOK (器具備品)**

※取得額：30万円以上 (中古資産はNG)

《生産性向上特別措置法》

「先端設備導入計画」を策定 ⇒ 「認定支援機関」の事前確認を得る ⇒ 市区町村へ認定申請

固定資産税の特例 ⇒ 固定資産税 = “0”(又は、1/2)

《中小企業等経営強化法》

「経営力向上計画」を策定 ⇒ 主務大臣宛(業種により異なる)に認定申請

法人税の特例 ⇒ 即時償却 または、取得価格の10%税額控除

両方の認定を受ければ



両制度のいいとこ取りで優遇措置を受けられます！

《手続きについて》

「生産性向上特別措置法」での優遇措置を受けるための概略手順

①中小企業事業者は、まず、「**先端設備等導入計画**」を策定

(自社の「労働生産性」を年平均3%以上向上する目標設定)

計画書には、購入予定の設備型式・金額などを記入。

その設備の「**証明書**」(メーカー／工業会で発行)を添付。

②上記の**導入計画書・証明書**を「**認定 経営革新等 支援機関**^{注)}」に提出。

注)認定されている商工会議所・商工会・金融機関など

その計画の妥当性について「**事前確認書**」を入手。

③「**証明書**」と「**事前確認書**」の書類を、所在の**市区町村へ申請**して「**認定**」を受ける。

④「**認定**」取得後、**設備の納品**を受ける。

《メーカー／工業会の証明書発行について》

- ①証明書発行依頼から手元に届くまで、**1ヶ月程度**かかります。ご依頼はお早めに。
- ②**証明書の発行には手数料**がかかります。(1通:3,000円)
- ③**証明書は**、両法律名が併記され、どちらの制度への認定申請にも添付できる**共通の書式**となっています。

ユーザーへ原本1通を発行し、その原本からコピーを取って、各制度への認定申請に添付します。(原本は、常にユーザーが保管してください)

- ・計画書に、その年度内に同じ機種の数台の購入が含まれていれば、異なる時期に購入しても、1台毎に証明書を取る必要はありません。
- ・計画書に、異なる年度での購入が記載されている場合は、税務申請の際に(同じ機種でも)その年度毎で証明書が必要になります。

詳しくは、中小企業庁のホームページをご覧ください。

《生産性向上特別措置法による支援》

<http;www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/>

《経営強化法による支援》

<http;www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>